

翻刻

仲間覚 (No. 2)

与惣右衛門

三栖村漁師年寄

佐左衛門

地方

御役人中様

元文三年

仲間覚

午正月吉日

乍恐書付以奉願上候

一 葭嶋之内、かもん嶋・下野嶋・あんとう嶋・小倉嶋、右之場所ニ御座候葭・まこも之義、享保十五戌年四ヶ所漁師ともより五ヶ年宛之定請奉願上候所、御慈悲を以右奉願上候被為仰付、其後度々五ヶ年宛御請仕、則元文三年御請仕、当戌年迄ニ而五ヶ年之定請相済申候、依之又々来亥年より卯年迄五ヶ年之間、御請仕度奉願上候、尤漁師之義ニ御座候得者、藻（藻力）草等者所持不仕、朝暮薪等ニ至極難義仕候間、御慈悲之上、乍恐先規之通、五ヶ年之間定請ニ被為仰付被下之、広太之御慈悲与難有可奉存候、以上

彈正町漁師年寄

彦左衛門

小倉村漁師年寄

庄兵衛

寛保二年戌六月十二日

一口村漁師年寄

覚書写

一 寛保元庚酉年迄漁師年寄彦左衛門役目もたれ申候得共、其年に相はて被申候ゆへ、夫より弥兵衛役目を中間より談合ニ而請取申候、是迄弥兵衛相勤申候

一 寛保ニミづのへ戌年ニ伏見之御役所御用べんし、此度御願申上候而、五寸より下物御拝領仕候而、同年之霜月廿六日御舟入之御用相勤、式拾五貫文御拝領仕候、其時之御奉行様小堀和泉守様御用人弥次右衛門様、同年極月五日御舟入下木上ヶ四拾五貫文御拝領仕候、其節三栖へ人足申遣シ候故、三つ一分わけ遣し申候、其時之御役ニハ御用人七郎左衛門様被仰付候、同年極月廿五日ニ下木上ヶ申候、其時者式拾五貫文御拝領仕候、此時も三栖へ三つ一分わけ遣し申候、其時之御役ハ又右衛門様御拝領いたし候、まい年少々つ、御拝領被遊被下候、夫より御奉行御替り被遊候

延享三かのへ寅年六月頃ニ菅沼織部正御奉行御代定

寛延元つちのへ巳年霜月廿二日、御舟入下木上ヶニ相勤申候、其時式拾五貫文御拝領ニ而、三栖へも三つ一分わり遣し申候、其時之御役人ハ、御用人重郎左衛門様ニ御拝領被遊被下候、是迄毎年少々つ、御拝領被遊被下候

一寛延二つちのへ巳年、夜あみの事二付、一口村と出入仕御願上ケ申候所、両方相談仕、願を申落シかまい不申様二和談いたし候所二、寛延三かのへ午二月廿一日夜、安田うらすば（簀場）口にて一口村善六と申す物小あみおろし候故つかまへ置候、同廿九日夜、同所すば中二而庄五郎と申者見付候故つかまへ置候、同三月廿日夜、すば中二而半三郎と申す者見付候故つかまへ置候、同三月廿一日夜、しふと地二而庄五郎・甚九郎二人見付つかまへ置候
同三月廿七日夜新はやし二而甚兵衛と申者見付、つかまへ置候、中間より出入成り可申と存、一口へよひよせ、きん味可仕と候所二、一口より役人衆被參候時之人数ハ源左衛門・弥次右衛門・清右衛門・又兵衛・六右衛門以上五人被參候故、段々右様子申候得ハ皆々おとろき被申、五人衆段々わひ事被申候故、此方ニハ氣ニ不申と存候得共、重而悪敷事いたし候ハ、五人衆之請合急度きん味仕いたさせ不申候間、此義御氣ニ被下候様ニ被申候ゆへ、此方ニりやうけん仕置申候、其時同午四月六日さぬき町山崎屋ニ而互ニ立合和談仕候、右之趣是ニ書写者也

覚

一寛延三年午極月十八日

御舟入御用之節、御はいりう仕候

魚にて鳥目式拾五貫文

御山方津田為右衛門様

御用人市木久太夫様

右御両所様より御はいりう仕候

一未年分百八拾文いけ屋三次郎方江相渡し、出入相済候

一申ノ年正月、祝義年とう物先銭壹貫五百文いけ屋三郎兵衛殿方え相渡し申候

一預り地掛り物銀式拾式匁九分九厘、此銭壹貫七百拾文、庄屋長円殿方江相渡し申候

未極月分四日留

宝曆貳年申ノ極月六日二堀長門守様御出、御舟入下木御用之節御はいりう、魚二而鳥目三拾四貫文御はいりう仕候、其上御下木さらえ、同七日ニさらえ御はいりう仕候

御山方津田為右衛門様

長瀬久右衛門様

右御両所様より御はいりう仕候、以上

申ノ年戾入ケ銀式拾三匁七分四厘

一此銭壹貫七百八拾五文、庄屋長円殿方江相渡し申候、以上

一申七月廿六日、堀長門守様

大池おもてへ御なくさミ御好来二御座被成候節、金子三百足御拝料仕候、其時之 御奉行三輪源五右衛門様

（挿入紙）

一 論所地改手付

印 西四月廿二日 町田新右衛門印

青木貢一印

東海道品川宿より小田原、夫より熱海通り三嶋宿ニ至り、

猶城州伏見迄

右宿々

問屋年寄中

泊付

廿三日 神奈川

廿四日 藤沢

廿五日 小田原

廿六日 熱海

廿七日 三嶋

廿八日 蒲原

午正月より同極月迄

いけ屋

三次郎

ノ三貫百三拾八文

右ハ極月廿四日ニ相済申候、以上

酉極月廿四日ニ

一金子老歩 戌之年当先渡シ

いけ屋三次郎方相済候

酉極月廿四日ニ

一葎入ケ銀貳拾匁三分老厘

此錢壹貫五百三拾貳文 庄屋長円方江相渡シ候

亥極月廿四日ニ

一葎入ケ銀貳拾六匁三分五厘

此錢壹貫八百拾五文 庄屋長円方江相渡シ

同日

一錢貳貫九百五拾文 亥正月年改鮎代三次郎方江渡シ済

一錢壹貫五拾文 子ノ正月鮎代渡シ過上

二口合錢四貫文 いけや三次郎方江渡シ

覚

一銀六拾三匁 あミノ手間、竹割手間 壹枚ニ付き九匁宛

一錢壹貫百文 但シあらそ壹貫五拾目代 簀七枚分

一銀貳拾八匁五分 簀七枚分すべなわ代 但シ貳千貳百九拾ひろ

宝曆五年子ノ十一月晦日

丑ノ年葎掛り

一貳拾五匁 此錢壹貫七百八拾文 庄屋長覚方へ渡し

丑正月

一七貫四百文

丑八月晦日ニ内五貫三百文渡し いけ屋三次郎殿

丑極月廿四日ニ又貳貫百文渡し

二口合七貫四百文相済

丑極月廿四日 彦左衛門殿方ニ

一惣払殘壹貫九百文有

彈正町 彦左衛門

江戸町 長兵衛

覚

一鳥目 五貫文 御はいりよ仕候

丑十二月廿七日

石黒宇右衛門様御添様

御役人様 津田為右衛門様

長瀬久右衛門様

覚

一御上納銀之義ニ付、丑六月廿二日御召被成、札壹枚ニ付貳三分宛増銀仕候様ニ仰被付所、同廿八日ニ札ニ而増札貳枚仰付被下候様ニねかい申候、貳枚ニ而わ不足成由被仰出、増札三枚七月三日ニ被仰付候

彈正町 彦左衛門

三ヶ村 一口村 与三右衛門

小倉村 庄兵衛

三栖村 五左衛門

御奉行堀長門守様

御役人様 大嶋千蔵様

津田為右衛門様

寅年分

一葭嶋掛銀貳拾五匁

此錢壹貫七百五拾四文渡し

寅ノ極月迄出入相済

一引残錢七百文済シ相済

宝曆九年卯十一月廿八日

一八尺簀四枚 ませ竹七寸くらい四拾本

竹割手間、あミ手間共

庄屋

長寛

いけ屋

三次郎

壹枚ニ付銀九匁宛代銀三拾六匁

一簀壹枚ニ付すべなハ三百五拾ひろ、但シ四枚分千四百ひろ

代銀拾八匁

一あらそ四百目但シ百目ニ付、銀壹匁七分かへ

代銀六匁八分

辰十二月廿四日

一掛り物銀三拾壹匁七分貳厘

此錢貳貫文庄屋長寛方江渡し申候

辰ノ年

一まし札壹枚 貳拾七匁六分

此ニツ割銀拾三匁八分ツ、

一口米銀 九匁壹分八毛

一御運上銀 貳百七拾六匁

巳ノ年入ヶ銀

一貳拾六匁四分三厘

此錢壹貫七百三拾文渡し、十五匁三分かへ

覚

一宝曆拾貳年午ノ二月より夜小あミニ付、段々一口村漁師方役人中よ

ひよせ、札之辻山さきや宅ニ而三ヶ所より合きん味致、其上段々一

口村漁師中より事分被申候ニ付、同閏四月五日ニ事相済シ申候、其

時小倉村漁師半次郎・市郎兵衛、平戸町新左衛門、向嶋庄兵衛右四

人衆中を証人ニ一口村役人六右衛門・又兵衛、庄屋八右衛門いつれ

も相たのまれ候而、右四人者共請合事相済し申候、為念書留申し候、

以上

覚

一銀三百貳拾八匁九分、札拾壹枚

申年うる十二月廿五日

一銀三百三匁六分、札拾壹枚

未年十二月廿五日

覚

一いと目八百六拾目

此代壹貫九百文、但シ百匁ニ付貳百廿文ツ、

一あみすき手間、此錢壹貫文、但シ貳そく手間分

西七月十一日

覚

明和貳年酉ノ七月五日二横嶋村表堤切有之候節、西堤切所をかや町漁師方よりたて物いたし候よしき、付、三ヶ所より合仕相談いたし、其上さつとう入れ候ニ付、右かや町ノ立切相とめ被申、少々ノ義ハ両けんいたし候事相済シ申候、為後日書付をき申候、以上

西十月朔日

子十二月廿四日、但シ子ノ年十二月分

一銀三百三匁六分

上納

外二九匁貳分

口銀

メ三百拾三匁三分

子ノ年

一貳拾八匁五分七厘

高掛ちん

庄屋

長覚

明和六年丑ノ四月廿七日ニ札ノ辻山崎屋方江、小倉村・一口村・だん正町三ヶ所共寄合、右夜小あみの事段々つめひらきいたし両三度におよび、其上一口村与四郎殿・五郎右衛門殿兩人内分ニ而、同五月廿八日夜彦左衛門方へ御出被成、御願上申候ニ付、其後六月三日ニばん事与三右衛門殿方ニて両三ヶ所共和談仕、同四日四ツ時迄ひま入、右是迄之通ニ事相済申候

中間定之事

一父子別宅仕候節者、中間かぶ相かまい無御座候、併シ無かぶ方江養子等ニ参り候ハ、かぶ遣シ申事堅成不申候、右之通人々相心得可被成候、為後日一札件如

彈正町

明和六年丑十一月十三日

六兵衛 (印)

佐兵衛 (印)

重兵衛 (印)

四郎右衛門 (印)

茂兵衛 (印)

三右衛門 (印)

長兵衛 (印)

弥兵衛(印)

一銀三百三匁六分

御上納銀

甚右衛門(印)

一口銀貳拾壹匁五分貳厘八毛 但シ百匁二付三匁掛り

三治郎(印)

六右衛門(印)

かふり中間定

藤兵衛(印)

一十五才二成候ハ、出シ可申候、併親病氣等有之候ハ、十二三才二

新左衛門(印)

而も出シ可申候、為後日如件

太郎兵衛(印)

明和七寅年九月

忠左衛門(印)

喜兵衛(印)

明和八年卯八月廿四日より廿八日迄

五郎兵衛(印)

天下御内宝様御薨去ニ付、漁とめられ候

六兵衛(印)

庄介(印)

覚

忠右衛門(印)

一竹簀 高九尺横三間

三枚

儀兵衛(印)

但壹枚ニ付三拾九通りあり、両端ニ而四通り、中ニ而壹通り者苧縄

嘉右衛門(印)

あり、三拾四通り者すべ縄あり、竹割手間、あり手間共

庄兵衛(印)

代三拾三匁九分 壹枚ニ付拾壹匁三分

四郎兵衛(印)

此竹六寸廻り四拾五本 壹枚ニ付拾五本宛

太郎右衛門(印)

但壹本四拾割之積り

茂兵衛(印)

竹数凡六百本余

利兵衛(印)

一同 高八尺横三間

四枚

年寄

彦左衛門(印)

但壹枚ニ付、三拾四通りあり、両端ニ而四通り、中ニ而壹通り者

苧縄あり、貳拾九通り者すべ縄あり、竹割手間、あり手間共

代三拾四匁八分、壹枚ニ付八匁七分

子ノ年

此竹六寸廻り六拾本、壹枚拾五本ツ、

但耆本四拾割之積り

竹数凡六百本余

一すべ縄 式千七百九拾尋

但簀七枚分 代式拾八匁五分

一苧縄 掛目耆貫五百目

但簀七枚分 ない手間共

代式拾六匁六分

惣代銀合百式拾三匁八分

右之通り御座候、以上

壬明和九年

辰十月廿五日

漁師年寄

彦左衛門

漁師

三右衛門

横田五市郎様小通男衆川はまり

巳六月廿六日

一四貫文 大坂行

右ハ小遣錢

一三貫文

一三貫文

一耆貫文

右之通

山林方横田五市郎様より出申候

右之外尋人数不知

壬年の分

一銀三百式拾八匁九分

外二口米銀

上納銀

覚

一張網

式束

但古網三拾通宛、残新網六拾通宛すき足シ之積、耆束二付かせ糸懸目六百五拾目、式束分かせ糸懸目、メ耆貫三百目

此代錢四貫百六拾文

但シ百目ニ付三百式拾文宛

一荒苧式百目 上下棚糸仕替

此代錢三百文、但し百目ニ付百五拾文宛

一右網すき手間并ニかせ糸・棚糸合手間共

此代錢式貫宛

但耆束分ニ付耆貫文ツ、

惣合六貫四百六拾文

右之通二御座候、以上

漁師年寄

安永三年午四月

彦左衛門

又兵衛

山林方御役人中様

横田五市郎様

小泉栄七郎様

本田村馬守様

松屋平蔵様

竹歳佐左衛門様

中村ひで右衛門様

乍恐以書付奉願上候

一去ル十二月御召ニ付罷出候処、被仰渡候者、此度御当地在町共ニ所持仕罷有候小舟之分取メ致度旨所船中より被相願候趣ニ付、彈正町・三栖村漁師共所持仕小船ヲ茂支配請可申旨、御請書奉指上候様被仰渡候ニ付、差支之訳左ニ奉申上候

一漁師共所持仕候小船之儀者、漁方第一之道具ニ而御座候、別而漁方者御上か様御支配ヲ請、漁師中間年寄役ヲ茂往古より被仰付、則漁舟ヲ茂年寄共支配仕罷在候ニ付、右之外ニ支配ケ間敷儀請候御事ハ何分得不仕候ニ付、乍恐右之段幾重ニ茂御用捨奉願上候、以上

彈正町漁師年寄

彦左衛門

同所漁師惣代

六右衛門

安永四年

未閏十二月十四日

三栖村漁師行司

五左衛門

同所漁師惣代

半七

川方御役人中様

請取銀子事

一合銀三百三匁六分

彈正町 漁札拾壹枚

右者当午網役為御運上銀請取如件

安永三年午十二月廿四日

岡田文左衛門

小泉恵七郎

請取銀子事

一合銀三百貳拾八匁九分

彈正町 漁札拾壹枚

右者当未網役為御運上銀請取如件

安永四年未閏十二月廿四日

岡田文左衛門

小泉恵七郎

覚

一当地御奉行様本多村馬守様御用人上田栄五郎様御若、広幡大納言、宇治川筋くい巻御見物御出為被遊、鯉を取上差上御覽御喜悅、右之御奉ひ金子百疋漁中ケ間江下シ置難有受納仕候、又上田栄五郎様より式朱銀ニて式百疋中ケ間江下シ置難有受納仕候
右之義、覚書印置可申候、以上

年寄

彦左衛門

行司

三栖 五左衛門

彈正町

三右衛門

安永五年申六月廿二日

覚

一竹簀 高八尺 横三間 四枚分

右之簀損候二付、足竹入あミ直し為被仰付被下候様奉願、積り左ニ申上候

一足竹六寸廻 三拾本 四枚分

但シ、竹沓本二付四拾割之積り、簀沓枚二付割数凡六百本余有之、此度半分足竹仕積り御座候、三百本余四枚分、竹数千貳百本余之積り、簀沓枚二付すへ繩芋繩共合三拾四通あミ

此竹割手間簀あミ手間共 貳拾六匁四分

一芋掛目 八百五拾目 四枚分

但シ簀沓枚二付掛目貳百拾四匁余、両端ニ而四通り、中ニ沓通り

メ五通繩あミ

此芋代ない手間共 代貳拾四匁

一すへ繩 千四百八拾五尋 四枚分

但シ簀沓枚二付三拾七尋余、沓枚二付貳拾九通あミ

此すへない手間共 代拾五匁貳分

代銀合六拾五匁六分

右之通ニ御座候、以上

安永七戌年正月

年寄

彦左衛門

漁師

三右衛門

請取銀子事

一合銀三百三匁六分 彈正町 漁札拾沓枚

右者当酉網役為御運上銀請取如件

安永六年酉十二月廿三日

小泉恵七郎

岡田文左衛門

覚

一本多対馬守様御奉行節、蟬樂連同心衆婦世千之助殿・小樋和十郎

殿・深谷茂大夫殿右三人牢者、其上京都西御役所召出させ、三人籠

二網掛罷登り、其網漁中間ニて相すき、青細ひきあミ式足すき申候、

あミ目十五たけ、廿四かい引、年寄彦左衛門方ニて相拵申候

安永七戌戌五月六日

右之通り覚書印置申候、以上

年寄

吟味方

彦左衛門

永瀬九郎右衛門様

世話人

六右衛門

小野三十郎様

弥兵衛

山内儀兵衛様

三右衛門

谷九蔵様

種村徳三郎様

乍恐口上書

一小舟 六拾艘 彈正町漁師共

右之通所持仕罷有候二付、書付奉差上候、以上

安永七戌年七月

彈正町

漁師年寄

彦左衛門

川方

御役人中様

安永八亥二月日

平戸町 七兵衛

同町 与三左衛門

東福門院様百回御忌就御法事、来ル十五日一日鳴物・殺生停止候、尤火之元別而可入念候

右之通、支配中可触知者也

酉六月十三日

右之通被仰出候、以上

惣代

閏年

一三百式拾八匁九分

一三百三匁六分

覚

一漁師式人、舟壹艘、船頭共

一たうあみ 一すまき 一ちんたう

一下木 一ねらい 以上

右之札銀壹ヶ月二銀式匁三分宛、如先規伏見領豊後橋より下漁可仕者也

札拾五枚之内

明和二乙酉年正月

加藤七郎右衛門印

乍恐御願奉申上候口上書

一御殿様、此度被為御当着遊候二付、私共稻荷迄御迎へ参上仕度義御座候、併此度之義從御先代御忍奉候、漁師迄へ義二御座候御義、此度大津迄御迎へ参上仕度奉存候、依之御願奉申上候、先年大津迄御迎二参上仕候御義も老人共より承伝申候二付、此度之儀御忍奉候、御殿様何卒大津迄御迎二参上仕度奉存候、依之乍恐以書付御願奉申上候、以上

安永八年亥二月廿三日

彈正町 彦左衛門

東一口村 八右衛門

江戸町 又兵衛

地方御役人中様

大津迄御迎手札漁師年寄共と御仰為被出、御取次岡田文左衛門様御殿様小堀和泉守様

安永八亥二月廿七日 御当着

御触

大納言様御不例之所、御養生不被為叶、去月廿四日葬行被遊候、依之普請鳴物停止候、日数之義追而可相触候
一諸殺生停止之事

右之趣支配中可相触者也